

# 宇都宮児童遊園指定管理業務仕様書

## 1 趣旨

本仕様書は、宇都宮市児童遊園条例（以下「条例」という。）及び宇都宮市児童遊園条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）の内容及びその範囲等について定めることを目的とする。

## 2 対象施設の概要

### (1) 施設の名称

宇都宮児童遊園（以下「児童遊園」という。）

### (2) 施設の設置目的

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにすることを目的とする。

### (3) 所在地

栃木県宇都宮市今泉町3007番地

### (4) 施設概要

敷地面積4,040㎡

### (5) 主な施設内容

ア 屋外遊具（別紙1のとおり）

イ あそぼの家（児童遊園内に配置されたプレイルーム）

#### ① 構造

木造 平屋建

#### ② 建築・延床面積

67.08㎡

#### ③ その他

エアコン2基，幼児用おもちゃ，絵本あり

ウ トイレ（屋内用，屋外用 各1か所）

エ 水道（水飲み，手洗い用）

※ 別紙1「施設配置図」，別紙2「施設概要」のとおり

## 3 指定管理者が行う業務

### (1) 児童遊園の事業に関する業務

ア 幼児や小学校低学年の児童の遊びの指導や育児中の保護者の情報交換の場としての利用促進に関すること

イ 子どもたちの交流を目的とした指定事業として，次に掲げるイベントなどを開催すること。なお，指定事業の実施については，予め市と協議すること

#### ① 未就園児とその保護者を対象とした事業（月2回程度）

② 小学生と幼稚園・保育園児とその保護者を対象とした事業（月2回程度）

ウ その他児童遊園の目的である幼児や小学校低学年の児童に遊びの場を与えるための必要な事業に関する事

(2) 児童遊園の運営に関する業務

児童遊園の運営にあたっては、利用者や地域住民の意見・要望等の聴取等、利用者ニーズの適切な把握を行ってサービスの向上に努めるとともに、児童遊園に関する要望及び苦情に対しては、誠意を持って対応することとし、解決困難な場合は、市へ報告し、指示を受けること

ア 利用者への案内に関する事

イ 敷地内の秩序の維持に関する事

ウ 利用者等の各種統計に関する事

エ 消耗品等の購入に関する事

オ 電話料金等の公共料金の支払いに関する事

カ その他、児童遊園を運営するために必要な事

(3) 施設の維持管理に関する業務

児童遊園の維持にあたっては、市が定めるものは最低限実施することとし、美観、安全、衛生において良好な状態に保つことができないおそれがある場合は、この仕様書の有無に関わらず、指定管理者は良好な状態を保つために必要な処置を講ずること

ア 樹木、芝生等植栽の維持管理に関する事

① 除草・植木剪定及び害虫駆除業務

詳細については、宇都宮市青少年活動センター指定管理業務仕様書に記載の「除草・植木剪定及び害虫駆除業務仕様書」を参考とする。

② その他施設を維持していくための維持管理業務

イ 清掃に関する事

① 清掃業務

詳細については、宇都宮市青少年活動センター指定管理業務仕様書に記載の「清掃業務仕様書」のとおりとする。

② その他施設を維持していくための清掃業務

ウ 児童遊園遊具の点検に関する事

① 日常点検

別紙3に定める遊具点検表に基づき、指定管理者が日常的に実施する。

② 定期点検

詳細については、別紙4を参考にし、専門技術者による定期点検を、市の他の類似施設と同時期に、年1回指定管理者の費用負担により実施する。

③ その他遊具等を維持していくための維持管理業務

(4) 施設、設備、備品等の修繕に関する業務

ア 1件あたり300千円以下の修繕は指定管理料の範囲内で指定管理者の負担において行うこととし、1件あたり300千円を超える修繕は、市が行うこととする。なお、指定管理者が行った修繕全ての報告を定期的に提出するものとする。

イ 施設及び設備等が破損、老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、原則として毎年1回、市が別途指示するときに必要な修繕項目、修繕内容、必要金額、優先順位等を整理し、市に報告するものとする。

(5) 施設を利用した自主事業に関する業務

施設の設置目的に合致し、かつ、施設の日常的な管理運営に影響を及ぼさない範囲で、自己の責任と費用により、あらかじめ市の承認を受けた場合のみ、実施できるものとする。ただし、指定管理者公募時に提案した内容については、協議の上、その内容を遵守するものとする。

#### 4 管理の運営に関する基本事項

(1) 管理運営に係る基本理念

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。このため、指定管理者は、自らの責任と判断によって、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上を図っていく必要があり、指定管理者は、次の各項目に留意して管理運営を実施しなければならない。

また、市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行うものとする。

ア 児童遊園の目的、機能に基づいた管理運営を行うこと

イ 公の施設であることを常に念頭に置いて、利用者への奉仕及び公平なサービスの提供に努め、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと

ウ 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、適正な収入の確保と経費の縮減に努めること

エ 児童遊園が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと

オ 自己評価を行い、適正な施設運営に努め、利用者のサービスの向上に努めること

カ 小学生及び幼児とその保護者の交流の促進に努めること

キ 利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること

ク 市と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、市の施策に対し積極的に協力するよう努めること

(2) 管理の基準

管理の基準は、条例、規則に基づき、以下のとおりとする。

## ア 休館日

児童遊園（あそぼの家）の休館日は以下のとおりとする。

- ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）
- ② 12月29日から翌年1月3日まで

ただし、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、市の承認を受けた上で、自らの費用と責任により、休館日に開館する又は休館日を変更することができるものとする。

## イ 開館時間

児童遊園（あそぼの家）の開館時間は午前10時30分から午後5時までとする。

ただし、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、市の承認を受けた上で、自らの費用と責任により、開館時間を延長することができるものとする。

## ウ 宇都宮市情報公開条例の適用について

指定管理者は、宇都宮市情報公開条例（平成12年宇都宮市条例第1号）の規定に基づき、その保有する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めること

## エ 個人情報の保護に関する法律及び宇都宮市個人情報保護条例の適用について

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宇都宮市個人情報保護条例（平成12年宇都宮市条例第2号）の規定に従い、公の施設の管理を通じて取得する個人情報を保護するために、必要な措置を講じること

## オ 宇都宮市行政手続条例の適用について

指定管理者は、施設を使用とする者の申請に対して、使用の許可等を行う「行政庁」として宇都宮市行政手続条例（平成8年宇都宮市条例第41号）の適用を受ける。

## カ 宇都宮市環境基本条例の適用について

指定管理者は、宇都宮市環境基本条例（平成13年宇都宮市条例第32号）の規定に従い、環境の保全のために必要な措置を講じること

## キ 宇都宮市暴力団排除条例の適用について

指定管理者は、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）の規程に従い、暴力団の活動を助長すると認められる場合には、施設の利用を許可しないなどの必要な措置を講じること

## ク 関係法令等の遵守

指定管理者は、上記ウからキまでの条項のほか、児童遊園に係る以下の法令等を遵守すること

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ② 消防法（昭和23年法律第186号）
- ③ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ④ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ⑤ 水道法（昭和32年法律第177号）

- ⑥ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ⑦ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）
- ⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ⑨ 栃木県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
（平成25年3月11日栃木県条例第27号）
- ⑩ 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例（平成12年条例第18号）
- ⑪ 協定書
- ⑫ 仕様書
- ⑬ その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

ケ 業務の委託等

指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。  
ただし、以下の業務及び予め市が認めた場合はこの限りではない。

- ① 除草・植木剪定及び害虫駆除業務
- ② 清掃業務
- ③ 遊具点検業務

5 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

6 管理運営体制

指定管理者が業務を行うため、必要な有資格者等、適正な職員を配置すること

(1) 職員の配置等

- ア 児童遊園は、児童福祉法第35条の3に基づく児童福祉施設であることから栃木県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第56条に規定する児童の遊びを指導する者を配置すること
- イ その他の職員については、本仕様書に掲げる業務に支障のないよう配置することとし、勤務体制についても本仕様書に掲げる業務に支障のないよう定めること
- ウ 職員に対し、必要な研修を実施すること
- エ 職員に対して、必要な健康診断を実施し、利用者及び職員の健康を害さないように努めること

(2) 施設の管理安全に関する事項

- ア 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び職員の安全確保に努めること
- イ 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること
- ウ 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、緊急時の連絡先等を予め報告するとともに、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施すること
- エ 施設の円滑な運営のため、地域や利用者との十分な信頼関係を構築し、その関係を維

持向上させること

オ 利用者等の急な病気，けが等に対応できるよう，近隣の医療機関等と連携し，その関係を維持向上させること

カ 緊急時対策，防犯・防火対策についてマニュアルを作成し，職員に指導を行うこと

キ 他の地方公共団体の職員等による視察，見学等については，原則として指定管理者が対応すること

## 7 物品の帰属等

### (1) 備品の貸し付け

指定管理者に貸し付ける備品等（別紙6「備品一覧」）については，市の所有とし，その使用及び保管は十分注意すること

### (2) その他の備品

指定管理者が，自ら購入・搬入し，保管を要する備品等については，指定管理者の所有とする。（指定管理料の中から管理運営上必要な備品を購入した場合も同様とする。）

### (3) 消耗品

消耗品については，指定管理者の所有とする。

### (4) 備品の処分

指定管理者は，市に帰属する物品で，処分が必要な物品は事前に市と協議すること

## 8 業務実施に係る確認事項

### (1) 事業計画書

指定管理者は，市と調整を行ったうえ，初年度については，4月末日までに，2年目以降については前年度の3月末までに以下の事項について事業計画を策定し，市に提出し，承認を得ることとする。

ア 業務の収支見込に関する事項

イ 業務の実施計画に関する事項

ウ 施設の利用見込に関する事項

エ サービス向上のための取組に関する事項

オ その他市が指示する事項

### (2) 業務報告書

指定管理者は，指定期間中の毎月，市が指定する期日（原則として翌月10日以内）までに，次に掲げる事項を記載した業務報告書を作成し，提出すること

ア 業務の収支状況に関する事項

イ 業務の実施に関する事項

ウ 施設の利用状況に関する事項

エ 使用料収入の明細に関する事項

オ その他市が指示する事項

(3) 事業報告書

指定管理者は、指定期間中の毎年度終了後、市が指定する期日までに上記(2)の業務報告書の内容に加え、管理運営実施状況の分析や評価、次年度に向けた改善点などを記載した事業報告書を作成し、提出すること

(4) 立入検査及び改善勧告

市は、業務報告書の確認及び業務実施状況の確認のため、随時管理物件へ立ち入ることができるものとし、指定管理者に対し業務実施状況や管理経費の収支状況等について説明を求めることができるものとする。

また、市は指定管理者の業務実施が仕様書等を満たしていないと判断した場合、業務の改善勧告を行う。

9 リスクへの対応

指定期間における、主なリスクは、以下の負担区分を基本とする。

ただし、事故により損害賠償が求められるものや、不可抗力（天災、テロ等の人災）発生時の費用負担については、「10 損害賠償及び不可抗力」のとおりとする。

種 類	内 容	市	指定 管理者
管理施設の修繕 (不可抗力によらないもの)	経年劣化による損傷の修繕（1件30万円以下のもの）		○
	経年劣化による損傷の修繕（1件30万円を超えるもの）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷の修繕（1件30万円以下のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷の修繕（1件30万円を超えるもの）	○	
火災保険への加入	—	○	
管理施設の増改築, 移設	—	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加への対応		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加への対応		○
需要の変動	利用者の増減に伴う利用料金の減収、費用の増加への対応		○
周辺地域・住民及び 施設利用者の苦情 対応	—		○

法令の変更	施設管理，運営に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増加への対応その他対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増加への対応その他対応		○
税制度への対応	施設管理，運営に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応その他対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応その他対応		○

## 10 損害賠償及び不可抗力

事故により損害賠償が求められるものや，不可抗力（天災，テロ等の人災）発生時の費用負担についての基本的な考え方は，次のとおりとする。

詳細については，指定管理者と市との間で締結する協定書の中で定める。

### (1) 損害賠償について

- ア 指定管理者の故意又は過失により，管理物件が損傷した場合，指定管理者は，市に対し，その損害を賠償すること
- イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により，利用者等の第三者に損害が生じた場合，指定管理者は，その損害を賠償すること
- ウ 指定管理者は，市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」の被保険者とする。

【参考】 全国市長会市民総合賠償補償保険の保険金額

死亡・身体障害	1名1億円／1事故10億円
財物損壊	1事故2,000万円

※ 指定管理者が自らの責任と費用において実施する自主事業や，医療行為などの保険の対象とならない業務に起因する事故等によるものについては対象にならない。

### (2) 不可抗力による損害について

- ア 不可抗力による損害が発生した場合には，速やかに市に通知すること
- イ 不可抗力による損害であるか否かの判定や費用負担については，指定管理者と市の間で協議すること
- ウ 不可抗力による損害や，対応に要する費用については，原則として市の負担とする。

## 11 指定期間満了以前の指定の取り消し

次の場合，市は，指定管理者に対し指定を取り消し，又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができることとする。

詳細については，指定管理者と市との間で締結する協定書の中で定める。

### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 団体等が次のいずれかに該当するとき

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、市の入札に参加できない団体等
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市又は他の自治体から指定管理者に係る業務の全部又は一部を取り消され、その取り消しの日から2年（他の自治体の場合は1年）を経過しない事業者・団体等又は当該業務の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から1年（他の自治体の場合は6ヶ月）を経過しない団体等
- ③ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる出資団体（出資比率2分の1以上）に準じ、市の外郭団体や地域団体などの団体については、設立目的や活動の公共性・公益性を踏まえた上で、兼業禁止の例外として認められる場合を除く。
- ④ 暴力団員「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するもの」又は暴力団の密接関係者「栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定するもの」が役員就任、経営関与等を行っている団体等
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税、宇都宮市税を滞納している団体等

イ 業務に際し不正行為があったとき

ウ 市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

エ 市が行った業務の改善勧告に正当な理由がなく応じないとき

オ 協定書の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

カ 手形又は銀行取引停止処分がなされたとき、又は支払い停止事由が発生したとき

キ 差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき

ク 破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続きについて申立てがなされたとき

ケ 当該施設の管理運営に必要な事項の許認可等について、監督官庁から許認可等の取消処分又は停止処分を受けたとき

コ その他、市が必要と認めるとき

## 12 業務引継ぎ

### (1) 指定後の引継ぎ

指定管理者は、指定後速やかに、現在の指定管理者である「公益財団法人とちぎYMCA」からの業務引継ぎを行うこととする。

ただし、令和5年3月31日以前に業務引継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とする。

### (2) 指定管理終了後の引継ぎ

指定管理者は、指定管理終了後、新たに指定管理者となる者と円滑に業務引継ぎを行うこととする。

ただし、業務引継ぎに要する費用は、指定管理者と新たに指定管理者となる者の負担とする。

### 13 協議

この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は、市と指定管理者により協議し決定する。